平成18年 3月10日制定

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物処理施設を設置しようとする者に対する指導について共 通する事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を推進し、もって地域におけ る生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設、法第 15 条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他の一般廃棄物又は産業廃棄物の処理又は積替えのための保管を行う施設をいう。
  - (2) 廃棄物処理施設の設置 廃棄物処理施設を新たに設置することをいう。
  - (3) 事業者 廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
  - (4) 関係住民 廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けると 認められる者をいう。
  - (5) 関係地域 関係住民が居住する地域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、事業者に対し、廃棄物処理施設の設置に当たり、地域における生活環境の保全上の配慮を求めるとともに、関係住民の廃棄物処理施設の設置に対する不安を解消するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物処理施設の設置に当たり、この要綱に定める手続を遵守するとともに、地域における生活環境の保全上必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

- 第5条 事業者は、次に掲げる事項を定めた事業計画書(様式第1号。以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。
  - (1) 廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由
  - (2) 廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類
  - (3) 廃棄物処理施設の設置場所
  - (4) 廃棄物処理施設の処理能力
  - (5) 廃棄物処理施設の処理方式、構造及び設備の概要
  - (6) 生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果
  - (7) 事業を実施するにつき必要な他の法令の許可等の種類
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による事業計画書の提出は、廃棄物処理施設の設置に係る次に掲げる 手続の前にしなければならない。
  - (1) 法第7条第1項及び第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項及び第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項及び第6項、第14条の5第1項、第15条第1項並びに第15条の2の6第1項に規定する許可の申請
  - (2) 法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において 準用する場合を含む。)に規定する届出
  - (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)第 60 条第 1項、第 67 条第 1 項及び第 70 条第 1 項に規定する許可の申請
  - (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 63 条第 1 項及び第 71 条第 1 項に 規定する届出

(周知計画書の提出)

- 第6条 事業者は、事業計画書と併せて、次に掲げる事項を定めた周知計画書(様式 第2号。以下「周知計画書」という。)を市長に提出しなければならない。
  - (1) 次条の規定による広告及び縦覧に関する事項
  - (2) 第8条第1項の規定による説明会の開催に関する事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (広告及び縦覧)
- 第7条 事業者は、事業計画書及び周知計画書を提出したときは、速やかに、次に掲 げる事項を広告し、当該事業計画書の写しを当該広告の日から起算して **30** 日間関 係住民の縦覧に供しなければならない。
  - (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法 人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 事業計画書を作成した旨
  - (3) 事業計画書の写しの縦覧の場所及び期間
  - (4) 次条の規定による説明会の場所及び日時
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による広告は、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。
  - (1) 関係住民への印刷物の配布
  - (2) 関係地域の公共の場所の掲示板への掲示
  - (3) 日刊新聞紙への掲載
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
- 3 第1項の規定による縦覧(以下「縦覧」という。)は、関係地域内に縦覧の場所を 設けて行わなければならない。ただし、関係地域内に適当な縦覧の場所がない場合 にあっては、関係地域の周辺の地域(以下「周辺地域」という。)において縦覧の 場所を設けて行うことができる。
- 4 事業者は、縦覧場所に縦覧簿を備え付け、縦覧に供された事業計画書を縦覧する 者に対し、氏名、住所その他必要な事項を縦覧簿に記載するよう求めなければなら ない。

(説明会の開催)

- 第8条 事業者は、関係住民に対して事業計画書の内容を周知させるための説明会(以下「説明会」という。) を開催しなければならない。
- 2 説明会は、関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に

説明会を開催する適当な場所がない場合にあっては、周辺地域において開催することができる。

3 事業者は、説明会において、関係住民に対し、事業計画書の内容を平易に記載した書類及び図面を配布し、事業計画書の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、次条第1項に規定する意見書を提出することができることを説明しなければならない。

(関係住民の意見書の提出)

- 第9条 事業者は、事業計画書の内容に対する地域における生活環境の保全上の見地からの意見を提出しようとする関係住民に対して、次に掲げる事項を記載した意見書(様式第3号。以下「意見書」という。)を市長及び当該事業者に提出するよう求めるものとする。
  - (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所 在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 事業計画書の内容に対する地域における生活環境の保全上の見地からの意見
- 2 事業者は、関係住民から意見書が提出された場合は、誠意をもって対応しなければならない。

(実施状況の報告書の提出)

- 第 10 条 事業者は、第 8 条第 1 項の規定により説明会を開催したときは、その実施 状況についての報告書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 説明会の開催日時
  - (2) 説明会の開催場所
  - (3) 説明会の対象地域
  - (4) 説明会に参加した者の氏名及び住所
  - (5) 説明会の経過及び概要
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 第1項に規定する報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 説明会で配布した書類及び図面

(事業計画の廃止の届出等)

- (2) 第7条の規定による広告の日の翌日から起算して 45 日を経過する日(同条の規定による縦覧の期間の満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、説明会が終了した日の翌日から起算して 2 週間を経過する日)までに市長及び事業者に提出された意見書に対する見解を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 (指導又は助言)
- 第 11 条 市長は、事業計画書の内容に対する関係住民の意見を十分に考慮し、廃棄物処理施設の設置が地域における生活環境の保全上支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。 (事業計画書及び周知計画書の変更の届出等)
- 第 12 条 事業計画書及び周知計画書を提出した事業者は、事業計画書で定めた事項を変更しようとするときは事業計画変更届(様式第 5 号)を、周知計画書で定めた事項を変更しようとするときは周知計画変更届(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 第5条から第 10 条までの規定は、第5条第2項各号に掲げる手続をするまでの間において、事業計画書で定めた事項の変更(公害防止設備の改善その他市長が生活環境の保全上支障がないと認める変更を除く。)をする場合について、第6条から第 10 条までの規定は、同条の規定により報告書を提出するまでの間において、周知計画書で定めた事項の変更(説明会に配布する書類若しくは図面の変更又は周知が更に図られると市長が認める変更を除く。)をする場合について準用する。
- 第 13 条 事業計画書を提出した事業者は、廃棄物処理施設の設置をしないこととしたときは、事業計画廃止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 事業計画書を提出した事業者は、前項の届出をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を広告しなければならない。
  - (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法 人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 廃棄物処理施設を設置しないこととした旨
- (3) 設置しないこととした廃棄物処理施設に係る事業計画書の概要
- 3 第7条第2項の規定は、前項の広告について準用する。 (報告の徴収)
- 第 14 条 市長は、この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告)

- 第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置をとる べきことを勧告することができる。
  - (1) 第5条、第6条、第7条 (第 13 条第3項において準用する場合を含む。)、第8条、第10条 (第12条第2項において準用する場合を含む。)、第12条第1項 又は第13条第1項若しくは第2項の規定を遵守しない事業者
  - (2) 前条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした事業者 (適用除外)
- 第 16 条 次に掲げる廃棄物処理施設の設置については、第 5 条、第 11 条、第 12 条 (事業計画書で定めた事項の変更に係る部分に限る。)及び第 13 条第 1 項の規定を除き、この要綱の規定は、適用しない。
  - (1) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 11 条第1項の規定により都市計画 に定められた廃棄物処理施設
  - (2) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 51 条ただし書の規定による許可を 受けて設置する廃棄物処理施設
  - (3) 廃棄物を排出する者が当該廃棄物を自ら処理するために設置する廃棄物処理 施設で、市長が生活環境の保全上支障がないと認めるもの
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が生活環境の保全上支障がないと認めるもの

(国等に関する特例)

第 17 条 国、地方公共団体、広域臨海環境整備センター又は財団法人兵庫県環境クリエイトセンター(以下「国等」という。)が廃棄物処理施設の設置をしようとす

るときは、この要綱の規定にかかわらず、市長と当該国等の機関との協議により行 うものとする。

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入(以下「編入」という。)の日前の姫路市の区域(以下「編入前の姫路市の区域」という。)については、この要綱の施行の日から平成19年3月26日までにおいて市長が別に定める日までは、この要綱の規定は、適用しない。

(平成19年3月27日から適用)

- 3 前項に規定する市長が別に定める日前に編入前の姫路市の区域に係る産業廃棄物 処理事業計画事前協議書を市長に提出した事業者については、この要綱の規定は、 適用しない。
- 4 編入の日前に産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例 (平成元年兵庫県条例第9号)の規定によりなされた事業計画書の提出その他の手 続で、編入前の家島町、夢前町、香寺町又は安富町の区域に係るものは、この要綱 の相当規定によりなされた事業計画書の提出その他の手続とみなす。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。